

荒川太郎右衛門地区自然再生協議会設置要綱対比表

| 現行  | 改正案  |
|---|--|
| <p>第3章 委員</p> <p>第6条 2 委員の任期は、本要綱を規定する日から平成19年3月31日までとする。</p> <p>第7条 2 途中参加委員となろうとする者が、第15条に規定する運営事務局に、途中参加委員となる意思表示を行い、第12条に規定する協議会の会議の出席委員の合意が得られたら場合に、委員となることができる。</p>   | <p>第3章 委員</p> <p>第6条 2 委員の任期は、本要綱を規定する日から平成21年3月31日までとする。ただし、任期経過後、新たな委員が決定するまでの間は、会長が必要と認めた場合、当該任期の終了した委員がその職務を行うことができるものとする。</p> <p>第7条 2 途中参加委員となろうとする者が、第16条に規定する事務局に、途中参加委員となる意思表示を行い、第12条に規定する協議会の会議の出席委員の合意が得られたら場合に、委員となることができる。</p> |
| <p>第4章 会長および副会長<br/>(会長および副会長)</p> <p>第11条 協議会に会長および副会長を各1名置き、委員の互選によりこれを規定する。</p> <p>2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。</p> <p>3 副会長は、会長を補佐し、必要に応じ会長の職務を代理する。</p>  | <p>第4章 会長および副会長<br/>(会長および副会長)</p> <p>第11条 協議会に会長および副会長を各1名置き、委員の互選によりこれを規定する。</p> <p>2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。</p> <p>3 副会長は、会長を補佐し、必要に応じ会長の職務を代理する。</p> <p>4 任期経過後、後任の会長及び副会長が決定するまでは、その職務を継続する。</p>  |
| <p>第6章 運営事務局<br/>(運営事務局)</p> <p>第15条 協議会の会務を処理するために運営事務局を設ける</p> <p>2 運営事務局は荒川上流河川事務所に置く</p> <p>3 協議会に参加する委員は、運営に事務局員として参加できる</p> <p>(運営事務局の所掌事務)</p> <p>第16条 運営事務局は次に掲げる事務を行う。</p> <p>(1)協議会の議事について協議する</p> <p>(2)協議会の進行について協議する</p> <p>(3)協議会の会議の議事録及び議事要旨の作成を行う</p> <p>(4)ホームページでの公開を行う</p> <p>(5)協議会から付託される協議会の運営に関する事項について協議する</p> | <p>第6章 運営委員会<br/>(運営委員会)</p> <p>第15条 協議会の円滑な運営に資するために運営委員会を設ける。詳細については、別途、運営委員会規約を定める。</p> <p>第7章 事務局<br/>(事務局)</p> <p>第16条 協議会の会務を処理するために荒川上流河川事務所に事務局を設ける。</p> <p>(事務局の所掌事務)</p> <p>第17条 事務局は、協議会の庶務を行う。</p>                               |
| <p>第7章 補則<br/>(要綱施行)</p> <p>第17条</p> <p>(要綱改正)</p> <p>第18条</p>  | <p>第8章 補則<br/>(要綱施行)</p> <p>第18条</p> <p>(要綱改正)</p> <p>第19条</p>   |
| <p>附則</p> <p>1. この要綱は、平成15年7月 5日から施行する。</p> <p>2. この要綱は、平成17年6月11日から施行する。</p>   | <p>附則</p> <p>1. この要綱は、平成15年7月 5日から施行する。</p> <p>2. この要綱は、平成17年6月11日から施行する。</p> <p>3. この要綱は、平成19年 月 日から施行する。</p>   |